

# 一般社団法人 長崎県労働基準協会定款

(平成 24 年 6 月 26 日総会決議)

## 第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人長崎県労働基準協会(以下「当法人」という。)と称する。

(事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を長崎市に置き、本部事務所と称する。

2 当法人は、長崎県内に所在する労働基準監督署(駐在事務所を含む。)管轄地域ごとに従たる事務所を置き、支部事務所と称する。

## 第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 当法人は、労働基準法及び労働安全衛生法、その他関係法令の普及、適正な労働条件の確保・改善、労働災害の防止等に関する事業を行うことにより、労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 登録教習機関として行う、労働安全衛生法に定める産業安全、労働衛生に関する資格を付与するための各種技能講習の実施に関する事
- (2) 労働安全衛生法に定める特別教育等安全衛生教育の実施に関する事
- (3) 労務管理、安全衛生等に関する調査研究並びに講習会、研修会、研究会等の開催に関する事
- (4) 労働者の労働条件、健康保持促進及び福祉の向上等に関する指導援助等に関する事
- (5) 会報、資料の配布等による広報活動に関する事
- (6) 会員を対象にする労働保険事務組合の運営に関する事
- (7) 国等からの受託事業の実施に関する事
- (8) 関係官庁との連絡並びに関係諸団体との連絡調整に関する事
- (9) 当法人の目的に沿った関係図書、安全衛生用品等の斡旋に関する事
- (10) その他当法人の目的達成に必要な事

2 前項の事業は長崎県内で行うものとする。

### 第3章 会 員

(会 員)

第5条 当法人の会員は、次のとおりとする。

- (1)長崎県内に所在地又は住所を有し、本会の趣旨に賛同して加入した法人、団体又は個人
- (2)前号以外の法人、団体又は個人で当法人の趣旨に賛同して加入した者  
(会員の資格の取得)

第6条 当法人の会員になろうとする者は、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 入会及び会員資格について必要な事項は総会（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)に規定する「社員総会」をいう。)の決議により定める「入会及び会員資格規程」による。

(任意退会)

第7条 当法人の会員は、会員の申し出によって任意に退会することができる。

- 2 次の場合には、退会したものとみなす。
  - (1) 死亡又は解散、若しくはこれに類する事実が生じたとき
  - (2) 会費を3年以上にわたって納入しないとき

(除 名)

第8条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議により、これを除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
  - (2) 当法人の名誉をき損し、又は目的に反するような行為があったとき
  - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項の規定により除名された会員には、その旨を通知しなければならない。

(会 費)

第9条 会員は、総会の決議により定める「会費規程」による会費を納入しなければならない。

- 2 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

### 第4章 社 員

(社 員)

第10条 当法人の社員は、概ね会員100名中3名の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。

- 2 代議員は、支部毎に開催する支部会員総会において、会員により、会員の中から

選挙により選出する。この場合において、すべての会員は代議員に立候補することができ、会員は他の会員と等しく代議員選出の権利を有し、かつ、理事又は理事会は代議員を選出することができないものとする。

- 3 第1項の端数取扱等及び前項の選出その他の代議員選任に関する必要な事項は、総会の決議により定める「代議員選任及び総会運営規程」による。
- 4 代議員選任手続は、2年に一度、4月に実施することとし、代議員の任期は選任の2年後に実施される代議員選任手続終了の時までとする。ただし、特定の代議員が社員総会決議取消の訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え(一般法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条)を提起している場合(一般法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない(当該代議員は、役員の選任及び解任(第22条第1項第)並びに定款変更(第44条)についての議決権を有しないこととする。)
- 5 補欠の代議員は、あらかじめこれを置かないものとする。
- 6 代議員が会員資格を喪失したときには、代議員としての資格も喪失する。
- 7 当法人においては代議員制を敷き、会員は一般法人法に規定された次に掲げる社員の権利を社員と同様に当法人に対して行使することができる。
  - (1) 一般法人法第14条第2項の権利(定款の閲覧)
  - (2) 同法第32条第2項の権利(社員名簿の閲覧)
  - (3) 同法第50条第6項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (4) 同法第51条第4項及び同法第52条第5項の権利(議決権行使書面の閲覧等)
  - (5) 同法第57条第4項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (6) 同法第129条第3項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 同法第229条第2項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 同法第246条第3項、同法第250条第3項及び同法第256条第3項の権利(合併契約等の閲覧等)

## 第5章 総 会

### (構成)

第11条 総会は、全ての代議員をもって構成する。

- 2 総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

### (権限)

第12条 総会は、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 会費の金額の決定及び「会費規程」の制定・改廃、「入会及び会員資格規程」の制定・改廃及び会員の除名

- (2) 「代議員選任及び総会運営規程」の制定・改廃
- (3) 理事及び監事の選任及び解任
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他一般法人法で規定する事項及びこの定款に定める事項

(種類及び開催)

第13条 当法人の総会は、通常総会(一般法人法上の「定時社員総会」をいう。)及び臨時総会(一般法人法上の「臨時社員総会」をいう。)の2種類とする。

2 通常総会は、毎年1回事業年度終了後3箇月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 10分の1以上の議決権を有する代議員から、総会の目的である事項及び招集の事由を記載した書面により、招集の請求があったとき

(招集)

第14条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、総会において出席理事のうちから選定された者を総会の議長とする。

(定足数)

第16条 総会は、代議員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第17条 総会の決議は、出席した代議員の過半数をもって決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号の決議は総代議員数の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 総会に出席できない代議員は、議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における前条第1項の適用については、その代議員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議長及び理事の中からその総会において選出された議事録署名人は、前項の議事録に記名押印又は署名するものとする。

(総会運営の規程)

第20条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか、「代議員選任及び総会運営規程」による。

## 第6章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 25名以上35名以内
- (2) 監事 2名

2 理事のうち1名を会長、3名を副会長、1名を専務理事とする。

3 前項の会長及び3名の副会長のうち1名をもって一般法人法第91条第1項第1号に規定する代表理事とし、専務理事を同項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は総会の決議により選出する。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議により理事の中から選定する。

3 監事は当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、当法人の業務を執行する。

- 5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度毎に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会において報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 総会及び理事会に出席し、必要あるときには意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合には第 17 条第 2 項第 2 号に定めるところにより特別決議を必要とする。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。常勤の理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内において別に定める「役員報酬規程」に従って算定した額を支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第 28 条 当法人は、一般法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事(理事又は監事であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

## 第 7 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の業務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督

- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職
- (4) 定款の施行に必要な規程の制定・改廃に関する事
- (5) その他当法人の運営に関し会長が必要と認めた事

(種類及び開催)

第31条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会とする。

- 2 通常理事会は、5月及び3月の時期に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき
  - (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき

(招集)

第32条 理事会は、会長がこれを招集する。ただし、前条第3項第3号による場合は理事が招集する。

- 2 会長は、同項第2号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の7日前までに、各理事及び各監事に通知しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長に事故あるときは、出席理事の中から理事会の議長を選出する。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案事項について議決に加わることのできる理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りでない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印又は署名するものとする。

(理事会運営規程)

第36条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又は定款に定めるもののほか理事会の決議により定める「理事会運営規程」による。

## 第8章 支 部

(支 部)

第37条 当法人に次の各号に掲げる支部を置き、支部は支部事務所を拠点に活動するものとする。

- (1) 長崎支部
- (2) 佐世保支部
- (3) 諫早大村支部
- (4) 北松支部
- (5) 島原支部
- (6) 対馬支部
- (7) 五島支部
- (8) 壱岐支部

2 支部に、支部長及び副支部長並びに次の各号に掲げる会議を置く。

- (1) 支部会員総会・・・支部の会員全員で構成し、支部の意見を集約する会議。代議員選出及び支部幹事を選任する権限を有する。
- (2) 支部役員会・・・支部幹事で構成し、支部運営に関し審議する会議。支部長及び副支部長を選任する権限を有する。
- (3) 支部専門部会・・・支部長が委嘱する委員で構成し、支部に関する労務管理、安全、衛生等の専門分野の課題を研究・協議する。

3 支部長は支部の諸会議等を開催し、支部内の会員の意見を調整し、必要に応じて会長に提案するほか、この定款及び諸規程に基づく職務を行い、副支部長は支部長を補佐するものとする。

4 支部の諸機関、会議等は、この定款及び諸規程に定める職務・議事を行うほか、支部活動の活性化に努めるものとする。

5 支部の組織、活動その他必要な事項については、理事会の議決により定める「支部運営規程」による。

6 各支部の運営に関する規則(各支部規則)については、支部長から提出された案により理事会の決議により定める。

## 第9章 専門部会

(専門部会)

第 38 条 会長が委嘱する委員で構成し、当法人の事業である労務管理、安全、衛生等の専門分野の課題を研究・協議するため次の各号に掲げる専門部会を置く。

- (1) 労務管理部会
  - (2) 安全部会
  - (3) 衛生部会
  - (4) 賃金福祉部会
  - (5) 労災補償部会
  - (6) その他理事会が必要と認めた部会
- 2 前項の部会の業務内容及び運営に関し、必要な事項は、理事会の決議により定める「専門部会規程」による。

## 第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 39 条 当法人の事務を処するため、本部事務所に本部事務局を、支部事務所に支部事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、理事会の決議により定める「事務局運営規程」による。
- 3 労働保険事務組合に関する事務処理方法は、理事会の決議により定める「労働保険事務組合事務処理規約」による。

## 第 11 章 資産及び会計

(事業年度)

第 40 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(財産の種別及び管理運用)

第 41 条 当法人の財産の管理・運用は専務理事が行うものとし、会計処理の方法は、理事会の決議により定める「会計処理規程」による。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 当法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受け直近の総会に報告するものとする。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作

成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、通常総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の各号に掲げる書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置き、定款を主たる事務所及び従たる事務所に、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告

## 第12章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会において総代議員の半数以上であつて、総代議員の議決権の3分の2以上の決議により変更することができる。

(解 散)

第45条 当法人は、総会の4分の3以上の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 当法人が、清算する場合においては、有する残余財産は総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第13章 雑 則

(公告の方法)

第47条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により電子公告によることができない場合は、官報に掲載する。

(委 任)

第48条 この定款に定めるもののほか当法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般法人法及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。以下同じ。)第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散登記と、一般法人の設立登記を行ったときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の一般法人法上の代表理事である最初の会長は室田匡之、代表理事の副会長は森徹、また、副会長を松瀬茂雄及び田中雄介、専務理事は岩永英昭とする。